

地域包括支援センターにおける職員体制の見直しについて

令和5年12月22日付、社会保障審議会介護保険部会（第110回）において、人材確保が困難となっている現状等を踏まえた、センターの職員配置に関する対応として、主任介護支援専門員に準ずる者の範囲について、参考資料1のとおり改正案が示された。

現行の仕様書では主任介護支援専門員について準ずる者の配置を定めていないが、人材の確保が困難となっている状況を踏まえ、今後、通知案が正式に改正されれば、以下の通り仕様を変更する。

現行仕様書	見直し案
<p>6 職員体制</p> <p>(1) 職員配置</p> <p>① 受注者は、次の資格を有する専従の常勤職員を各1名以上、合計5名以上、平日の午前9時から午後5時半の間配置すること。また、管理者（兼務可能）を配置すること。</p> <p>(ア) 保健師またはこれに準ずる者 準ずる者とは、地域ケア・地域保健等に経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務の経験が1年以上ある看護師（准看護師は含まない）をいう。</p> <p>(イ) 社会福祉士またはこれに準ずる者 準ずる者とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。</p> <p>(ウ) 主任介護支援専門員</p>	<p>6 職員体制</p> <p>(1) 職員配置</p> <p>① 受注者は、次の資格を有する専従の常勤職員を各1名以上、合計4名以上、平日の午前9時から午後5時半の間配置すること。また、管理者（兼務可能）を配置すること。</p> <p>(ア) 保健師またはこれに準ずる者 準ずる者とは、地域ケア・地域保健等に経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務の経験が1年以上ある看護師（准看護師は含まない）をいう。</p> <p>(イ) 社会福祉士またはこれに準ずる者 準ずる者とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。</p> <p>(ウ) 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者 準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者、または、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講をめざす介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者をいう。</p>